

諮問日：令和5年2月9日（令和4年度（情）諮問第32号）

答申日：令和5年8月30日（令和5年度（情）答申第11号）

件名：宇都宮家庭裁判所における特定年度発注分の特定の封筒の数量、単価及び封筒に印刷されている文字等の内容が分かる文書の一部不開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

令和3年度発注分角2長3窓なし封筒の数量、単価と封筒に印刷されている文字等の内容が分かる文書（支部等を含む）の開示の申出に対し、宇都宮家庭裁判所長が、別紙記載の各文書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、宇都宮家庭裁判所長が令和4年12月1日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

不開示部分は他の行政機関への請求では開示済みの情報であり、黒塗りすべきは業者名である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 宇都宮家庭裁判所は、本件対象文書のうち、令和3年7月5日付け請書（以下「本件請書」という。）の単価部分（以下「本件不開示部分」という。）を、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」と

いう。) 5条2号イ)に相当するものとして不開示とした。

- 2 この点について、裁判所の事務に必要な封筒は、令和3年度に限らず、毎年、継続して同様の仕様でその時点における必要数を調達するものであるところ、本件不開示部分を公にすると、本件請書に記載された各印刷封筒の単価が明らかになり、ひいては、今後の調達において、今回の受注者である法人（以下「本件法人」という。）が提示するであろう単価を推測することが可能となる。このような事態になれば、本件法人は、今後の封筒調達の契約にあたり、他の法人が本件法人よりも有利な単価を設定することができる状況下での契約交渉や見積額の提示を迫られるおそれがある。さらに、封筒の仕様自体は印字部分等を除き一般的なものであることから、宇都宮家庭裁判所が行う封筒の調達のみならず、他の行政機関等が行う類似の封筒の調達においても、本件法人が提示する単価の推測が可能となってしまうおそれもある。したがって、本件不開示部分については、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある。

なお、苦情申出人は、本件不開示部分について、他の行政機関では開示済みの情報であり、黒塗りにするべきは業者名である旨主張するが、原判断において単価部分を不開示とした理由は、前述のとおりである。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年2月9日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月14日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年8月25日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件不開示部分には、本件法人が宇都宮地方裁判所及び宇都宮家庭裁判所との間で行った封筒の購入契約における各封筒の単価が記

載されていることが認められる。この事実を前提に最高裁判所事務総長の上記説明の内容を検討すると、本件不開示部分を公にし、同単価が明らかになると、今後の調達において本件法人が提示するであろう単価を推測することが可能となり、このような事態になれば、本件法人は、今後の封筒調達の契約に当たり、他の法人が本件法人よりも有利な単価を設定することができる状況の下で契約交渉や見積額の提示を迫られるおそれがあるといえるから、その旨の最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そうすると、本件不開示部分については、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるといえ、法5条2号イの不開示情報に相当する。

- 2 苦情申出人は、本件不開示部分は他の行政機関への請求では開示済みの情報である旨主張するが、苦情申出人が他の行政機関に対して行ったとする情報開示請求に係る具体的な事情は明らかではなく、上記結論を左右するものではない。
- 3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条2号イに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子

別紙

- 1 請書
- 2 宇都宮家庭裁判所 角 2 【墨 1 C】 1. 宇都宮家裁
- 3 宇都宮家裁 長 3 窓 【2 C (墨、赤)】 2. 宇都宮家裁
- 4 宇都宮家裁 長 3 窓 【2 C (墨、赤)】 3. 宇都宮家裁
- 5 宇都宮家裁 長 3 【2 C (墨、 $\bar{\text{赤}}$  粹)】 4. 返信用 (本庁)
- 6 宇都宮家裁 長 3 窓 【2 C (墨、 $\bar{\text{赤}}$  粹)】 7. 庁名入り (真岡)